

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 3 年 9 月

福岡市人事委員会



人 審 第 89 号

令和 3 年 9 月 3 日

福岡市議会議長 伊 藤 嘉 人 様

福 岡 市 長 高 島 宗一郎 様

福岡市人事委員会

委員長 小 山 邦 和

職員の給与等に関する報告及び勧告

福岡市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて職員の給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市職員の給与等の実態、市内民間企業従業員の給与、その他市職員の給与等を決定する諸条件について調査研究を行ってきたので、その結果を報告する。

1 市職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における市職員（技能・労務職員及び企業職員等を除く。以下同じ。）の給与等について把握するため、「令和3年福岡市職員給与等実態調査」を実施した。

市職員には、従事する職務の種類等に応じ、行政職、医療職(1)、医療職(2)、消防職、教育職(1)、教育職(3)及び教育職(4)の各給料表並びに特定任期付職員給料表が適用されており、このうち、行政職給料表の適用者の給与等の概要は、第1表に示すとおりである。

(参考資料 1 市職員給与関係資料 参照)

第1表 行政職給料表適用職員の給与等の概要

項 目	内 容	項 目	内 容		
職 員 数	6,541 人	平 均 経 験 年 数	17.8 年		
平 均 年 齢	39.3 歳	平 均 勤 続 年 数	15.8 年		
平 均 給 与 月 額	給 料	312,597 円	平 均 扶 養 親 族 数	0.8 人	
	扶 養 手 当	9,030 円	男 女 別 構 成 比	男 性	58.7 %
	地 域 手 当	33,008 円		女 性	41.3 %
	住 居 手 当	10,187 円	学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	64.0 %
	管 理 職 手 当	7,961 円		短 大 卒	6.2 %
	そ の 他	34 円		高 校 卒	29.5 %
	計	372,817 円		中 学 卒	0.3 %

(注) 1 「その他」とは、単身赴任手当（基礎額）及びへき地手当等の合計である。

2 構成比に表記した数値は、小数点以下第2位を四捨五入したものであり、その内訳の計は100にならない場合がある。

2 民間給与の調査

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、市職員の給与と市内民間企業従業員の給与との精確な比較を行うため、人事院等と共同で「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。その概要は、第2表に示すとおりである。

(参考資料 2 民間給与関係資料 参照)

第2表 令和3年職種別民間給与実態調査の概要

項目	説明
調査対象事業所	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内民間の899事業所（病院は調査対象外）
調査事業所数	層化無作為抽出法によって抽出した199事業所
調査対象職種	行政職と類似する事務・技術関係22職種 教育関係等32職種（医療関係職種は調査対象外）
調査項目	令和3年4月分の給与月額 給与改定の状況 初任給の状況 賞与等の特別給の支給状況 家族手当等の支給状況 等

(注) 「層化無作為抽出法」とは、調査対象事業所を組織、企業規模、産業によりグループ分けし、このグループの中から無作為に抽出する方法をいう。

(2) 調査の結果

調査完了率は、82.8%となっており、厳しい諸環境の中においても、各事業所の協力を得て、広く市内民間事業所の状況が調査結果に反映されているといえる。

ア 給与改定の状況

第3表に示すとおり、市内民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は28.4%（昨年25.9%）であり、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.4%（昨年は該当なし）となっている。

また、第4表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は90.5%（昨年85.1%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は16.2%（昨年22.6%）、減額となっている事業所の割合は9.8%（昨年6.0%）となっている。

第3表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	28.4 (25.9)	15.5 (21.8)	0.4 (-)	55.8 (52.3)
課長級	18.7 (21.6)	15.7 (19.8)	0.4 (-)	65.1 (58.6)

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 2 () 内は、令和2年の調査結果である。
 3 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。

第4表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施				定期昇給 中止	
		増額	減額	変化なし			
係員	92.7 (88.7)	90.5 (85.1)	16.2 (22.6)	9.8 (6.0)	64.5 (56.5)	2.2 (3.6)	7.3 (11.3)
課長級	77.7 (80.8)	74.6 (77.2)	14.2 (20.1)	4.7 (7.2)	55.7 (49.9)	3.1 (3.6)	22.4 (19.2)

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 () 内は、令和2年の調査結果である。
 3 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。

イ 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で73.9%（昨年70.1%）、高校卒で42.5%（昨年41.8%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で26.1%（昨年34.3%）、高校卒で27.0%（昨年24.4%）、据え置いた事業所の割合は大学卒で73.9%（昨年65.7%）、高校卒で73.0%（昨年75.6%）となっている。

（参考資料 2 民間給与関係資料 第16表 参照）

3 市職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

（公民給与の較差）

「令和3年福岡市職員給与等実態調査」及び「令和3年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、市職員においては常勤の行政職（一般事務及び技術職）、市内民間企業従業員においてはこれに類似すると認められる職種の常勤の従業員について、責任の度合、学歴及び年齢が同等と認められる者同士の4月分の給与額（市職員にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、第5表に示すとおり、市職員の給与が民間の給与を1人当たり平均にして134円（0.04%）上回っていることが明らかになった。

第5表 市職員給与と民間給与との較差

民間給与 （事務・技術関係職種） ①	市職員給与 行政職（一般事務及び技術職） ②	較差 ①－② （（①－②）/②×100）
381,730円	381,864円	△134円（△0.04%）

（注）第1表の行政職の平均給与月額と本表の市職員給与額の差は、第1表の職員には本年度の新規採用者を含むが、本表には含まれていないこと及び給与比較の対象外職員がいることによるものである。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを市職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、国と同様に0.05月単位で改定を行ってきている。

「令和3年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、市内民間事業所で支払われた特別給は、第6表に示すとおり、年間で平均所定内給与月額に相当する4.31月分に相当しており、市職員の期末・勤勉手当の年間の支給月数（4.45月）が、市内民間事業所の特別給を0.14月分上回っていた。

第6表 民間における特別給の支給状況

項	目	事務・技術等従業員
特別給の支給割合	下半期	2.15月分
	上半期	2.16月分
	計	4.31月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは令和3年2月から7月までの期間をいう。

4 国及び他の地方公共団体との給与比較

総務省の令和2年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給月額を100としたラスパイレス方式による本市の一般行政職の給料月額の水準は、101.9（指定都市平均99.9）である。

5 物価及び生計費

本年4月の本市における消費者物価指数（総務省）は、101.9（昨年4月102.3）であり、昨年4月に比べ下落している。

また、生計費の基礎となる家計調査（同省）によれば、本年4月の本市における消費支出（二人以上の世帯）は、1世帯当たり275,441円となっている。

（参考資料 3 その他 第24表 参照）

6 人事院の報告及び勧告等

人事院は、本年8月10日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。

また、人事院は、同日、国会及び内閣に対し、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

それらの内容の骨子は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

7 むすび

職員の給与については、地方公務員法において、その職務と責任に応ずるものでなければならないとされ、また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされている。

本委員会は、これまで述べてきた市職員の給与を決定するに当たって考慮すべき諸事情を総合的に勘案した結果、令和3年4月の公民較差等に基づく給与改定について勧告を行うこととした。

なお、職員の給与制度については、職務・職責に応じた給与を推進する観点から、より適切な制度の構築を進めるため、今後とも、国や他の地方公共団体、民間事業所の動向を踏まえながら検討を行っていくことが必要である。

(1) 令和3年4月の公民較差等に基づく給与改定について

ア 改定の基本的考え方

(月例給)

月例給については、第5表に示したとおり、本年4月時点で市職員給与が民間給与を134円(0.04%)上回っている。

公民較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、従来月例給の改定を見送っており、本年においても同様の事情が認められることから、月例給の改定を行わないことが適当である。ただし、教育職給料表については、教育職員の職務と責任の特殊性を踏まえ、福岡県などの他の地方公共団体の教育職給料表の改定状況を考慮した改定とすることが適当であるとしてきたところであり、本年においても従来と同様の取扱いとすることが適当である。

なお、特定任期付職員給料表及び特定任期付教育職員給料表については、これまで国に準拠してきていることから、本年においても人事院勧告における取扱いに準拠して改定を行わないことが適当である。

(特別給)

特別給（期末・勤勉手当）については、第6表に示したとおり、市職員の特別給の年間支給月数（4.45月）が、民間における特別給の支給割合（4.31月）を上回っており、従来0.05月単位で改定を行ってきていることから、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月分とすることが適当である。

イ 改定すべき事項

期末・勤勉手当について、以下のとおり改定を行うこと。

(7) (イ)に掲げる職員以外の職員

市内民間事業所における賞与等の特別給の年間支給割合の状況や人事院勧告における特別給の改定状況を考慮し、以下のとおり改定を行うことが必要である。

- ① 現行の期末・勤勉手当の年間支給月数4.45月分については、期末手当を0.15月分引き下げ、4.30月分とすること。
- ② 本年度については、12月期の期末手当を0.15月分引き下げることにし、来年度以降については、6月期及び12月期の期末手当の支給月数が均等になるように配分すること。

(イ) 再任用職員並びに特定任期付職員及び特定任期付教育職員

国に準拠した支給月数としていることから、人事院勧告に準拠した改定を行うことが必要である。

ウ 実施時期

上記イの改定は、本年12月期以降の期末手当から実施すること。

(2) 定年の引上げについて

国家公務員の定年の引上げについては、人事院が平成30年8月に「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行っていたところであるが、国家公務員法等の一部改正（令和3年6月11日公布・令和5年4月1日施行）により、現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とするなどとされた。また、60歳を超える職員の給与の取扱いについては、給与に関する法律において、職員の俸給月額、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、その者の受ける号俸の俸給月額に100分の70を乗じて得た額とする事などが定められたところである。

また、地方公務員の定年の引上げに関しても、これとあわせ、地方公務員法が一部改正（同日公布・施行）された。

そのため、地方公務員法の趣旨を踏まえ、本市の定年年齢については、国の職員につき定められている定年年齢を基準として定めることが必要であり、また、60歳を超える職員の給与の取扱いについては、国家公務員の給与に関する法律の改正内容や今後制定又は改正が予定されている人事院規則の内容に準じて、適切な措置を講じていくことが必要である。

(3) 職員の勤務環境の整備について

ア 時間外勤務の縮減等について

職員が、時間外勤務を縮減するとともに、計画的に休暇を取得することは、職員の健康を保持し、仕事と生活の調和を実現させる観点から重要な課題である。

本市においては、令和元年10月から、時間外勤務の上限を、原則年間360時間としているが、令和2年度において年間360時間を超えて時間外勤務を行った職員の割合は、第7表に示すとおり、全体の10.0%

となっている。

このため今後も、任命権者において、勤務時間管理の徹底を図ることはもちろん、職場全体における業務の一層の合理化や効率化を促進するほか、引き続き、それぞれの事務事業を実施するにあたり適切な業務執行体制の整備に努めるとともに、状況に応じた業務配分の見直しや応援体制の確保など、時間外勤務の縮減に取り組むことが必要である。

また、教職員に関しては、長時間勤務の解消及び業務改善を総合的に実施していくため、教育委員会においては、平成30年3月に策定した「福岡市立学校教職員の業務改善のための実施プログラム」に基づく取組などを進めているところであるが、勤務実態や状況に応じ、引き続き学校における働き方改革の推進に向けて適切に対処していくことが必要である。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策が重要な課題となる中、関係業務に従事している職員の健康への影響が懸念される所であり、任命権者においては、引き続き、勤務の状況等を把握するとともに、これに応じて職員の健康維持等に十分に配慮するなど、適切に対処していくことが必要である。

第7表 年間の時間外勤務が360時間を超えた職員の割合

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間の時間外勤務が360時間を超えた職員の割合	7.4%	8.3%	10.0%

(福岡市人事委員会調査)

イ メンタルヘルスの推進について

メンタルヘルスの推進は、職員が健康で充実した生活を送るととも

に、その能力を十分に発揮して職務に取り組むためにも重要な課題である。

令和2年度に病気やけがで1月以上休んだ長期病休者の実態を見ると、原因となった傷病で最も多いのは「心の病」で、全長期病休者の5割以上を占めており、依然として高い水準にある。

本市においては、「福岡市職員心の健康づくり計画」及び「福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」に基づき、「未然防止」（1次予防）、「早期発見・早期対策」（2次予防）、「職場復帰支援・再発防止」（3次予防）の取組を総合的に推進しているところであるが、任命権者においては、今後ともその不調の要因を綿密に分析し、メンタルヘルスの推進に向けた効果的な対策に活かしていくことが必要である。

ウ ハラスメントの防止について

職場におけるハラスメントを防止することは、職員が心の健康を保持し、その能力を十分に発揮できるような働きやすい勤務環境を整備する上で、重要な課題である。

令和2年6月には、職場でのハラスメント対策の強化を柱とした関連法が施行されたところであり、これにより、パワー・ハラスメントの防止措置が事業主の義務となり、また、これに関連して定められた厚生労働大臣の指針では、各種のハラスメント防止のために事業主が講ずべき措置の内容が示されたところである。

本市においては、令和2年6月に国の指針等を踏まえた要綱等の整備を行ったところであり、引き続き、ハラスメント防止研修の実施、相談しやすい態勢の確保、ハラスメントの実態に応じた適切な対処など、事前・事後の対応策を進め、良好な職場環境を維持していくこと

が必要である。

エ ワーク・ライフ・バランスの推進について

ワーク・ライフ・バランスの推進は、職員一人ひとりが、職務に精励し、その能力を十分に発揮するとともに、健康で豊かな生活を確保し、育児や介護等の責任を果たすためにも重要な課題である。

人事院は、本年の「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」や「公務員人事管理に関する報告」等の中で、育児休業の取得回数制限の緩和について意見の申出を行うとともに、不妊治療のための休暇（有給）を新設することや育児参加のための休暇（有給）の対象期間を拡大することなどの措置を講じていくとしたところであり、本市においても、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正の動向を注視するとともに、国における休暇等の取扱いを踏まえて検討していくことが必要である。

また、本市においては、「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、仕事と育児の両立支援をはじめとしたさまざまな取組を実施しており、その結果、令和2年度における男性職員の育児休業取得率は、第8表に示すとおり33.5%と、令和7年度までの数値目標（30%以上）を達成しているところである。

任命権者においては、今後とも、全ての職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、さまざまな職業生活と家庭生活の両立支援制度を一層有効に活用できるよう職場環境づくりに取り組むことが必要である。

第8表 子どもが生まれた男性職員の育児休業取得率

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
取得率	9.6%	9.4%	14.3%	20.2%	33.5%

(任命権者公表資料「福岡市特定事業主行動計画 令和2年度の実施状況について」を基に作成)

オ 会計年度任用職員の休暇・休業等について

人事院は、非常勤職員の休暇・休業等について、エで述べた育児休業の取得回数制限の緩和や不妊治療のための休暇の新設などのほか、男性職員を対象とした配偶者出産休暇（有給）や育児参加のための休暇（有給）を新たに設けるとともに、女性職員に対して既に措置している産前及び産後の期間に係る休暇を有給とするなど、妊娠、出産、育児等に係る休暇・休業等に関する措置を一体的に講じていくとしたところである。

このことから、本市における会計年度任用職員の休暇・休業等についても、法改正の動向を注視するとともに、国の非常勤職員における休暇等の取扱いを踏まえて検討していくことが必要である。

(4) コンプライアンスの推進について

本市においては、全庁を挙げてコンプライアンスの推進に取り組んでいるところであるが、とりわけ非違行為は、当該職員だけでなく、市職員全体の信用失墜をも招きかねないものである。

職員一人ひとりが、全体の奉仕者としての責任を一層自覚し、公務の内外を問わず、規律を遵守し、高い倫理観や使命感を持つことはもちろんのこととして、任命権者においては、市民の信頼を確保していくためにも、引き続きコンプライアンスの向上に取り組むことが必要である。

－おわりに－

本委員会の給与勧告は、労働基本権を制約されている市職員の適正な処遇を確保するため、民間準拠を基本として行っているものである。

市議会及び市長におかれては、本委員会の給与勧告の意義や役割に深い理解を示され、給与勧告どおり速やかに実施されるよう要請する。

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、市職員の給与について、次の措置をとるよう勧告する。

記

1 期末手当の改定

(1) 令和3年12月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分（管理職職員等にあつては、0.925月分）とすること。

イ 再任用職員

期末手当の支給割合を0.625月分（管理職職員等にあつては、0.525月分）とすること。

ウ 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.20月分（管理職職員等にあつては、1.00月分）とすること。

イ 再任用職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月

分（管理職職員等にあつては、0.575月分）とすること。

ウ 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

2 改定の実施時期

1の(1)の改定については令和3年12月1日から、1の(2)の改定については令和4年4月1日からそれぞれ実施すること。

参 考 资 料

目 次

1 市職員給与関係資料

令和3年 福岡市職員給与等実態調査の概要	24
第1表 市職員の給料表別平均給与月額等	25
第2表 市職員の給料表別・級別平均給与月額	27
第3表 市職員の扶養親族数の状況	29
・その1 扶養親族数別職員数	29
・その2 給料表別扶養親族数	30
第4表 市職員の給料表別住居手当の支給状況	31
第5表 市職員の給料表別管理職手当の支給状況	32
第6表 市職員の給料表別通勤手当の支給状況	33
第7表 市職員の給料表別・級別・年齢別人員	34
・行政職給料表	34
・医療職給料表(1)	35
・医療職給料表(2)	35
・消防職給料表	36
・教育職給料表(1)	37
・教育職給料表(3)	37
・教育職給料表(4)	38
第8表 市職員の給料表別・級別・号給別人員	39
・行政職給料表	39
・医療職給料表(1)	42
・医療職給料表(2)	43
・消防職給料表	45
・教育職給料表(1)	47
・教育職給料表(3)	49
・教育職給料表(4)	51
第9表 市職員の給料表別職員数	53
第10表 行政職給料表適用職員の年齢別男女分布	53
第11表 任期付職員の給料表別人員	53
第12表 再任用職員の給料表別・級別人員	54

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	55
第13表 産業別・企業規模別調査事業所数	56
第14表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	57
第15表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	58
・その1 公民給与比較の対象職種	58
1 企業規模計	58
2 企業規模500人以上	60
3 企業規模100人以上500人未満	62
4 企業規模50人以上100人未満	64
・その2 公民給与比較の対象外職種	66
第16表 民間における初任給の改定状況	68
第17表 民間における家族手当の支給状況	68
第18表 民間における在宅勤務手当の支給状況	69
・その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況	69
・その2 在宅勤務手当の支給の検討状況	69
第19表 民間における特別給の支給状況	70
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	70
第21表 民間における定年制の状況	71
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	71
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	71

3 その他

第24表 物価及び生計費	72
--------------	----

《 参 考 》 給与勧告の流れ	73
-----------------	----

《 参 考 》 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	74
------------------------------	----

1 市職員給与関係資料

令和3年福岡市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び調査期日

この調査は本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため、令和3年4月1日を調査期日として、職員の給与等について調査したものである。

2 調査対象職員

本市に勤務する一般職の職員のうち、技能・労務職員、水道局企業職員及び交通局企業職員並びに会計年度任用職員等を除いた職員を対象とした。

3 職員の分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により分類した。その分類は、次表のとおりである。

分 類	該 当 職 員
行政職給料表適用職員	他の給料表の適用を受けないすべての職員
医療職給料表(1)適用職員	保健所に勤務する医師及び歯科医師等
医療職給料表(2)適用職員	保健所に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師等
消防職給料表適用職員	消防吏員
教育職給料表(1)適用職員	高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校に勤務する実習助手等
教育職給料表(3)適用職員	特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭等
教育職給料表(4)適用職員	小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭等
特定任期付職員給料表適用職員	高度の専門的な知識経験等を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する特定任期付職員

(注) 1 特定任期付教育職員給料表適用職員は、調査期日現在対象者がいないため表中の記載は省略している。

2 教育職給料表(2)は平成31年4月1日に廃止。

第1表 市職員の給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経 験 年 数	平均 勤 続 年 数	性別人員構成比		学 歴 別 人	
					男性	女性	大学卒	短大卒
行政職給料表	6,541	39.3	17.8	15.8	58.7	41.3	64.0	6.2
医療職給料表(1)	18	45.9	20.5	7.4	44.4	55.6	100.0	—
医療職給料表(2)	233	40.3	17.5	15.0	1.3	98.7	98.3	1.7
消防職給料表	1,094	38.7	18.3	16.9	96.5	3.5	36.9	2.6
教育職給料表(1)	238	45.0	22.0	14.2	57.1	42.9	97.5	1.7
教育職給料表(3)	608	41.8	19.1	13.6	30.6	69.4	93.9	6.1
教育職給料表(4)	5,974	39.3	16.4	12.2	40.7	59.3	92.7	7.3
全 給 料 表	14,706	39.4	17.4	14.3	52.1	47.9	76.0	6.2

(注) 1 行政職給料表には、高等学校、特別支援学校、小学校及び中学校における教育職員以外の学校職員を含む。

(以下関係各表について同じ。)

2 任期付職員及び再任用職員は含まれていない。(以下第10表までについて同じ。)

3 「構成比」は、小数点第2位を四捨五入したものであり、その内訳の計は100にならない場合がある。

(以下関係各表について同じ。)

4 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替に伴う差額を含む。(以下関係各表について同じ。)

5 「その他」とは、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当及びへき地手当等の合計である。

(以下関係各表について同じ。)

(参 考)

技能・労務職給料表	454	47.1	26.1	19.7	57.7	42.3	1.8	29.3
水道局企業職給料表	453	39.6	19.3	18.1	86.1	13.9	38.4	6.2
交通局企業職給料表	547	41.6	21.2	18.9	89.9	10.1	26.3	7.9

全 給 料 表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	16,160	39.8	17.8	14.7	54.5	45.5	71.2	6.9
-----------------------------------	--------	------	------	------	------	------	------	-----

員 構 成 比		平 均 給 与 月 額						
高校卒	中学卒	計	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
%	%	円	円	円	円	円	円	円
29.5	0.3	372,817	312,597	9,030	33,008	10,187	7,961	34
—	—	878,450	448,189	9,383	82,278	7,444	56,667	274,489
—	—	364,120	316,366	2,363	32,401	7,711	5,279	—
60.5	—	372,114	310,320	15,932	33,024	8,849	3,989	—
0.8	—	450,891	388,139	11,884	40,310	7,476	3,082	—
—	—	423,956	367,102	7,349	37,656	9,740	2,109	—
0.0	—	396,053	339,751	7,462	35,138	9,264	4,170	268
17.7	0.1	386,064	327,160	8,778	34,236	9,608	5,822	460

67.4	1.5	368,940	317,044	11,819	32,886	7,191	—	—
55.2	0.2	370,677	309,704	10,904	32,720	10,753	6,596	—
65.6	0.2	375,361	313,927	12,588	33,084	11,433	4,329	—

21.7	0.2	384,790	325,939	9,052	34,116	9,634	5,630	419
------	-----	---------	---------	-------	--------	-------	-------	-----

第2表 市職員の給料表別・級別平均給与月額

給与の種類		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
給料表・職務の級		円	円	円	円	円	円	円
行政職給料表	平均	372,817	312,597	9,030	33,008	10,187	7,961	34
	1級	188,166	158,615	399	15,901	13,109	—	142
	2級	244,062	206,379	1,682	20,821	15,180	—	—
	3級	327,931	278,538	7,341	28,588	13,464	—	—
	4級	399,229	345,038	10,577	35,561	8,053	—	—
	5級	449,934	387,826	15,080	40,382	6,607	—	39
	6級	590,281	434,170	15,867	53,426	4,752	82,000	66
	7級	653,329	473,837	15,658	59,473	4,096	100,000	265
	8級	708,915	510,329	11,061	64,107	1,806	119,677	1,935
医療職給料表(1)	平均	878,450	448,189	9,383	82,278	7,444	56,667	274,489
	1級	*	*	*	*	*	*	*
	2級	763,668	372,817	8,750	61,051	13,000	—	308,050
	3級	939,953	460,180	5,900	87,693	5,600	82,000	298,580
	4級	984,912	531,620	15,080	103,472	—	100,000	234,740
	5級	*	*	*	*	*	*	*
医療職給料表(2)	平均	364,120	316,366	2,363	32,401	7,711	5,279	—
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	269,951	231,521	928	23,245	14,257	—	—
	3級	340,724	300,090	2,841	30,293	7,500	—	—
	4級	395,343	352,561	2,535	35,510	4,737	—	—
	5級	440,781	394,503	4,249	39,875	2,154	—	—
	6級	576,822	437,973	2,713	52,269	1,867	82,000	—
消防職給料表	平均	372,114	310,320	15,932	33,024	8,849	3,989	—
	1級	248,915	207,958	4,197	21,215	15,545	—	—
	2級	355,904	292,857	20,338	31,319	11,390	—	—
	3級	425,335	361,052	22,008	38,306	3,969	—	—
	4級	470,628	402,771	22,153	42,492	3,212	—	—
	5級	600,865	443,014	19,851	54,486	1,514	82,000	—
	6級	655,623	478,742	15,158	59,390	2,333	100,000	—
	7級	*	*	*	*	*	*	*

(注) 「*」は、該当者が1名の場合である。

給与の種類		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
教育職給料表(1)	平均	円 450,891	円 388,139	円 11,884	円 40,310	円 7,476	円 3,082	円 —
	1級	*	*	*	*	*	*	*
	2級	442,653	383,691	11,718	39,541	7,703	—	—
	3級	494,425	428,227	17,614	44,584	4,000	—	—
	4級	570,332	443,733	16,322	51,566	3,111	55,600	—
	5級	612,317	469,300	1,167	54,817	9,333	77,700	—
教育職給料表(3)	平均	423,956	367,102	7,349	37,656	9,740	2,109	—
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	415,531	361,814	6,671	36,848	10,198	—	—
	3級	498,291	431,602	18,845	45,044	2,800	—	—
	4級	567,026	439,547	15,240	51,039	5,600	55,600	—
	5級	614,662	470,750	13,317	55,878	—	74,717	—
教育職給料表(4)	平均	396,053	339,751	7,462	35,138	9,264	4,170	268
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	380,149	329,839	6,502	33,634	9,977	—	197
	3級	470,543	404,328	18,336	42,266	5,045	—	568
	4級	536,145	417,826	16,650	48,331	3,407	48,832	1,099
	5級	572,137	442,695	10,339	51,776	1,759	64,731	837

第3表 市職員の扶養親族数の状況

その1 扶養親族数別職員数（全給料表）

区 分		該 当 職 員 数	うち扶養親族である 配偶者を有する者
扶養親族数			
1	人	2,011	618
2	人	1,988	692
3	人	1,215	808
4	人	370	305
5	人	70	60
6	人以上	2	1
計		5,656	2,484

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。
(以下関係各表について同じ。)

(参考) 扶養親族数別職員数（行政職給料表）

区 分		該 当 職 員 数	うち扶養親族である 配偶者を有する者
扶養親族数			
1	人	918	304
2	人	938	358
3	人	570	380
4	人	159	130
5	人	19	17
6	人以上	2	1
計		2,606	1,190

その2 給料表別扶養親族数

区分 給料表	扶養親族数			該当職員 平均扶養 親族数	全職員 平均扶養 親族数
	配偶者	子	父母等		
	人	人	人	人	人
行政職給料表	1,190	3,878	179	2.0	0.8
医療職給料表(1)	3	11	1	1.7	0.8
医療職給料表(2)	3	38	5	1.5	0.2
消防職給料表	438	1,124	25	2.3	1.5
教育職給料表(1)	65	181	10	2.2	1.1
教育職給料表(3)	69	299	17	2.0	0.6
教育職給料表(4)	716	3,116	106	2.0	0.7
全給料表	2,484	8,647	343	2.0	0.8

(参考)

技能・労務職給料表	106	339	18	2.0	1.0
水道局企業職給料表	128	296	28	2.1	1.0
交通局企業職給料表	195	424	13	2.1	1.2

全給料表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	2,913	9,706	402	2.0	0.8
--------------------------------	-------	-------	-----	-----	-----

第4表 市職員の給料表別住居手当の支給状況

区分 給料表		借家・借間					配偶者の 居住する 借家・借間
		受給者数	手当月額 11,000円以下 の受給者数	手当月額 11,100円以上 28,000円未満 の受給者数	手当月額 28,000円 以上の受給者数	受給者平均 手当月額	
行政職給料表	人員(人)	2,548	7	1,080	1,461	26,146	受給者人数 3
	構成比(%)	(100.0)	(0.3)	(42.4)	(57.3)	円	
医療職給料表(1)	人員(人)	5	—	1	4	26,800	
	構成比(%)	(100.0)	(—)	(20.0)	(80.0)		
医療職給料表(2)	人員(人)	67	—	22	45	26,816	
	構成比(%)	(100.0)	(—)	(32.8)	(67.2)		
消防職給料表	人員(人)	368	2	156	210	26,305	
	構成比(%)	(100.0)	(0.5)	(42.4)	(57.1)		
教育職給料表(1)	人員(人)	67	—	22	45	26,555	
	構成比(%)	(100.0)	(—)	(32.8)	(67.2)		
教育職給料表(3)	人員(人)	228	3	98	127	25,974	
	構成比(%)	(100.0)	(1.3)	(43.0)	(55.7)		
教育職給料表(4)	人員(人)	2,116	8	842	1,266	26,143	
	構成比(%)	(100.0)	(0.4)	(39.8)	(59.8)		
全給料表	人員(人)	5,399	20	2,221	3,158	26,162	
	構成比(%)	(100.0)	(0.4)	(41.1)	(58.5)		

(参考)

技能・労務職 給料表	人員(人)	129	2	57	70	25,308	受給者人数 —
	構成比(%)	(100.0)	(1.6)	(44.2)	(54.3)		
水道局企業職 給料表	人員(人)	189	—	89	100	25,773	受給者平均 手当月額 (円) —
	構成比(%)	(100.0)	(—)	(47.1)	(52.9)		
交通局企業職 給料表	人員(人)	238	1	85	152	26,277	
	構成比(%)	(100.0)	(0.4)	(35.7)	(63.9)		

全給料表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	人員(人)	5,955	23	2,452	3,480	26,136	受給者人数 3 受給者平均 手当月額 (円) 14,000
	構成比(%)	(100.0)	(0.4)	(41.2)	(58.4)		

第5表 市職員の給料表別管理職手当の支給状況

給料表	区分	受給者数	受給者 平均手当月額	全職員 平均手当月額
		人	円	円
行政職給料表		596	87,372	7,961
医療職給料表(1)		11	92,727	56,667
医療職給料表(2)		15	82,000	5,279
消防職給料表		50	87,280	3,989
教育職給料表(1)		12	61,125	3,082
教育職給料表(3)		21	61,062	2,109
教育職給料表(4)		446	55,860	4,170
全給料表		1,151	74,385	5,822

(参考)

技能・労務職給料表		—	—	—
水道局企業職給料表		35	85,371	6,596
交通局企業職給料表		28	84,571	4,329

全給料表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)		1,214	74,937	5,630
--------------------------------	--	-------	--------	-------

第6表 市職員の給料表別通勤手当の支給状況

給料表		区 分	交 通 機 関 の 利 用 者 数	交 通 用 具 の 使 用 者 数	交 通 機 関 等 と 交 通 用 具 の 併 用 者 数	計	通 勤 手 当 受 給 者 平 均 手 当 月 額
							円
行政職給料表	人員(人) 構成比(%)	5,062 (85.1)	567 (9.5)	321 (5.4)	5,950 (100.0)	12,610	
医療職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	16 (94.1)	1 (5.9)	— (—)	17 (100.0)	11,281	
医療職給料表(2)	人員(人) 構成比(%)	175 (83.3)	21 (10.0)	14 (6.7)	210 (100.0)	12,152	
消防職給料表	人員(人) 構成比(%)	365 (36.8)	583 (58.8)	44 (4.4)	992 (100.0)	10,285	
教育職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	12 (5.4)	209 (94.6)	— (—)	221 (100.0)	6,382	
教育職給料表(3)	人員(人) 構成比(%)	52 (9.5)	489 (89.1)	8 (1.5)	549 (100.0)	6,335	
教育職給料表(4)	人員(人) 構成比(%)	633 (12.2)	4,475 (86.6)	62 (1.2)	5,170 (100.0)	4,990	
全給料表	人員(人) 構成比(%)	6,315 (48.2)	6,345 (48.4)	449 (3.4)	13,109 (100.0)	9,052	

(参 考)

技能・労務職 給料表	人員(人) 構成比(%)	92 (22.3)	310 (75.2)	10 (2.4)	412 (100.0)	7,366
水道局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	311 (73.0)	76 (17.8)	39 (9.2)	426 (100.0)	13,250
交通局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	410 (81.8)	62 (12.4)	29 (5.8)	501 (100.0)	13,046

全給料表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	人員(人) 構成比(%)	7,128 (49.3)	6,793 (47.0)	527 (3.6)	14,448 (100.0)	9,266
--------------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------	-------------------	-------

第7表 市職員の給料表別・級別・年齢別人員

行政職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18	36								36	0.6
19	23								23	0.4
20	57								57	0.9
21	54								54	0.8
22	51	134							185	2.8
23	25	150							175	2.7
24	14	135							149	2.3
25	5	179							184	2.8
26	2	180	5						187	2.9
27	4	171	26						201	3.1
28		174	44						218	3.3
29	3	140	78			1			222	3.4
30	3	82	88	10					183	2.8
31	2	56	113	20					191	2.9
32	2	36	134	43	2				217	3.3
33		26	112	34	8				180	2.8
34	1	18	118	50	9				196	3.0
35		9	102	53	15				179	2.7
36		10	66	44	16				136	2.1
37	1	4	48	58	21				132	2.0
38		4	36	66	39				145	2.2
39		2	26	63	42				133	2.0
40		2	28	83	50	2		1	166	2.5
41			24	80	76	6			186	2.8
42		2	22	73	68	7			172	2.6
43		1	7	70	72	12			162	2.5
44		2	8	90	82	21			203	3.1
45		1	6	53	94	14			168	2.6
46		1	2	65	96	22	1		187	2.9
47			6	59	78	18	3		164	2.5
48			7	52	101	30	5	2	197	3.0
49			3	62	94	24	4		187	2.9
50		1		43	70	23	10	1	148	2.3
51			3	52	81	21	12	2	171	2.6
52		1		39	64	27	13	4	148	2.3
53				53	70	33	5	2	163	2.5
54			2	38	51	31	6	2	130	2.0
55		1		40	40	31	11	2	125	1.9
56				17	37	24	7	3	88	1.3
57			1	22	61	38	15	3	140	2.1
58				26	48	28	10	7	119	1.8
59			1	27	54	39	11	2	134	2.0
60以上										
計	283	1,522	1,116	1,485	1,539	452	113	31	6,541	100.0
構成比 %	4.3	23.3	17.1	22.7	23.5	6.9	1.7	0.5	100.0	

医療職給料表(1)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29	1					1	5.6
30		1				1	5.6
31							
32							
33		1				1	5.6
34							
35							
36		1				1	5.6
37		1	1			2	11.1
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45		1				1	5.6
46			1			1	5.6
47							
48		1		1		2	11.1
49			1			1	5.6
50			1			1	5.6
51			1	1		2	11.1
52							
53							
54							
55				1		1	5.6
56				1		1	5.6
57				1		1	5.6
58							
59							
60以上					1	1	5.6
計	1	6	5	5	1	18	100.0
構成比%	5.6	33.3	27.8	27.8	5.6	100.0	

医療職給料表(2)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	%
18								
19								
20								
21								
22								
23		5					5	2.1
24		6					6	2.6
25		6					6	2.6
26		6					6	2.6
27		7					7	3.0
28		5					5	2.1
29		4	1				5	2.1
30		6					6	2.6
31		2	1				3	1.3
32		10					10	4.3
33		4	5				9	3.9
34		7	4				11	4.7
35		4	12				16	6.9
36		4	2	2			8	3.4
37			3	2			5	2.1
38			1	1			2	0.9
39			5	4			9	3.9
40				6			6	2.6
41			3	6			9	3.9
42			2	5			7	3.0
43				4			4	1.7
44			1	5	1		7	3.0
45		1		5	7		12	5.2
46				2	1		3	1.3
47				3	1		4	1.7
48		1		3	9	1	13	5.6
49			1	3	1		5	2.1
50				3	3		6	2.6
51				2	3		5	2.1
52				2	3		5	2.1
53				1	1		2	0.9
54				1	4		5	2.1
55					1	3	4	1.7
56				1	2	1	4	1.7
57					1	5	6	2.6
58						4	4	1.7
59				1	1	1	3	1.3
60以上								
計	—	76	41	62	39	15	233	100.0
構成比%	—	32.6	17.6	26.6	16.7	6.4	100.0	

消防職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18	8							8	0.7
19	13							13	1.2
20	14							14	1.3
21	19							19	1.7
22	36							36	3.3
23	31							31	2.8
24	32							32	2.9
25	30							30	2.7
26	33	2						35	3.2
27	38							38	3.5
28	33	3						36	3.3
29	22	20						42	3.8
30	14	18						32	2.9
31	5	16						21	1.9
32	7	30						37	3.4
33	5	22	3					30	2.7
34	3	17	4					24	2.2
35	1	23	11					35	3.2
36		21	10	2				33	3.0
37		16	18	1				35	3.2
38		5	18	3				26	2.4
39		3	18	7				28	2.6
40			11	4				15	1.4
41		5	8	6				19	1.7
42		3	15	4				22	2.0
43		5	17	9				31	2.8
44		3	9	12				24	2.2
45		2	7	10	1			20	1.8
46		2	11	6				19	1.7
47			8	5	2			15	1.4
48			9	11	1			21	1.9
49			8	7	3			18	1.6
50			8	8	3			19	1.7
51			6	5	1			12	1.1
52			11	7	1			19	1.7
53			15	13	2			30	2.7
54			15	4	4	2		25	2.3
55			7	11	3	4		25	2.3
56			9	10	4	1		24	2.2
57			18	15	1	1		35	3.2
58			15	11	6	2	1	35	3.2
59			20	4	5	2		31	2.8
60以上									
計	344	216	309	175	37	12	1	1,094	100.0
構成比 %	31.4	19.7	28.2	16.0	3.4	1.1	0.1	100.0	

教育職給料表(1)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		3				3	1.3
25		1				1	0.4
26		8				8	3.4
27		3				3	1.3
28		2				2	0.8
29		4				4	1.7
30		5				5	2.1
31		4				4	1.7
32		1				1	0.4
33		6				6	2.5
34		9				9	3.8
35		5				5	2.1
36		5				5	2.1
37		7				7	2.9
38		7				7	2.9
39		7	1			8	3.4
40		2	1			3	1.3
41		6				6	2.5
42		4				4	1.7
43		9				9	3.8
44	1	11				12	5.0
45		4	1			5	2.1
46		6				6	2.5
47		10		1		11	4.6
48		8		2		10	4.2
49		8				8	3.4
50		11				11	4.6
51		4	1			5	2.1
52		7				7	2.9
53		6		1		7	2.9
54		7			1	8	3.4
55		8				8	3.4
56		11		3	1	15	6.3
57		5	2			7	2.9
58		8	1	1		10	4.2
59		6		1	1	8	3.4
60以上							
計	1	218	7	9	3	238	100.0
構成比%	0.4	91.6	2.9	3.8	1.3	100.0	

教育職給料表(3)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22		4				4	0.7
23		10				10	1.6
24		21				21	3.5
25		27				27	4.4
26		14				14	2.3
27		17				17	2.8
28		11				11	1.8
29		13				13	2.1
30		13				13	2.1
31		8				8	1.3
32		20				20	3.3
33		13				13	2.1
34		15				15	2.5
35		19	1			20	3.3
36		28	1			29	4.8
37		21				21	3.5
38		19				19	3.1
39		11	3			14	2.3
40		13				13	2.1
41		12	1	1		14	2.3
42		17				17	2.8
43		14				14	2.3
44		13				13	2.1
45		20	2			22	3.6
46		11		2		13	2.1
47		11				11	1.8
48		15	1			16	2.6
49		6	1	1		8	1.3
50		7	2	1		10	1.6
51		9				9	1.5
52		11	3			14	2.3
53		13		2		15	2.5
54		11				11	1.8
55		16	1	1	2	20	3.3
56		22	1	2	2	27	4.4
57		21	3	1		25	4.1
58		24		4		28	4.6
59		17			2	19	3.1
60以上							
計	—	567	20	15	6	608	100.0
構成比%	—	93.3	3.3	2.5	1.0	100.0	

教育職給料表(4)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20		1				1	0.0
21		1				1	0.0
22		89				89	1.5
23		137				137	2.3
24		138				138	2.3
25		252				252	4.2
26		220				220	3.7
27		201				201	3.4
28		230				230	3.9
29		170				170	2.9
30		182				182	3.1
31		224				224	3.8
32		234				234	3.9
33		228	1			229	3.8
34		215				215	3.6
35		188	1			189	3.2
36		169	3			172	2.9
37		198	8	1		207	3.5
38		181	7	1		189	3.2
39		178	11			189	3.2
40		150	16	3		169	2.8
41		126	8	4		138	2.3
42		138	17	3		158	2.6
43		130	14	9		153	2.6
44		98	13	7		118	2.0
45		83	5	11		99	1.7
46		103	2	18		123	2.1
47		69	9	15		93	1.6
48		66	13	15		94	1.6
49		60	5	11	2	78	1.3
50		45	5	14	1	65	1.1
51		67	1	7	4	79	1.3
52		66	6	15	8	95	1.6
53		76	7	18	15	116	1.9
54		86	7	18	15	126	2.1
55		87	9	23	30	149	2.5
56		108	6	18	23	155	2.6
57		103	7	16	30	156	2.6
58		106	10	12	33	161	2.7
59		121	11	18	30	180	3.0
60以上							
計	—	5,324	202	257	191	5,974	100.0
構成比%	—	89.1	3.4	4.3	3.2	100.0	

第8表 市職員の給料表別・級別・号給別人員

行政職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7	65	1				1		
8								
9		1						
10	35	40						
11	12	4						1
12		38						
13		1	5					
14	45	8						
15	5	144						
16		10						
17		43	3					
18	57	60						
19	6	51	30					
20	1	8	1					
21	1	8	4					1
22	13	91	10					1
23	10	62	5					1
24		11	51					
25		10	2					
26	10	100	16	1				2
27	1	80	22	8				3
28		13	50	8				
29		8	4		2			
30	4	107	23	2				1
31	2	27	25	4	1			2
32		14	65				1	
33		4	11	25	6		1	2
34	1	44	30	1		4		1
35		88	18	11	1		3	2
36	1	26	63	1	2	1	4	2
37		3	22	30	2		5	2
38		38	44		2		8	3
39	2	49	13	5		2	9	1
40	1	46	55	4	9	1	8	
41		17	33	37	10	4	8	1
42	3	24	27	5	1	2	1	2
43		32	25	5	4	6	7	1
44		28	41	14	14	4	5	
45	1	11	40	38	8	3	6	
46		28	32	13	4	11	3	
47	1	8	13	8	5	3	5	1
48		15	29	16	18	9	8	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
49		6	27	21	8	6	4	
50	3	18	27	17	12	11	5	
51		6	14	5	6	11	2	
52		13	27	13	17	11	5	
53	1	6	10	25	19	13	1	
54		11	17	19	8	18	1	
55	1	9	7	3	23	20		
56		5	13	12	34	17	2	
57		4	12	18	15	16	4	1
58		5	16	21	10	17		
59	1	7	1	5	25	11	1	
60		4	11	17	22	12		
61		3	6	20	15	14		
62		4	6	14	16	7	1	
63		3	3	9	35	14	1	
64		4	7	32	28	16		
65		1	8	23	24	16		
66			6	15	21	8	1	
67		1	2	6	25	17	2	
68		1	6	27	31	4	1	
69		1	8	33	20	10		
70			12	19	15	14		
71		2	3	9	27	11		
72			2	19	16	13		
73		1	8	25	38	8		
74			5	14	11	7		
75				12	43	8		
76			3	7	17	8		
77			7	38	39	6		
78			5	16	14	6		
79			4	14	36	13		
80		1	2	15	10	4		
81			4	16	29	5		
82			1	8	10	2		
83			1	17	38	8		
84				15	17	2		
85			1	20	32	3		
86			2	38	14	2		
87		2		15	42			
88			1	9	23			
89		3	2	16	27	6		
90				16	22			
91				8	36	4		
92				9	29			
93				17	32	2		
94				26	26			
95				11	24			
96			1	11	17			
97				12	31			
98				19	15			
99				8	33			
100				9	24			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
101				17	26			
102			1	32	19			
103				13	19			
104			1	21	16			
105				9	12			
106				27	21			
107			1	8	16			
108				4	18			
109			3	14	11			
110				14	10			
111				12	7			
112				8	15			
113				6	9			
114				20	16			
115				7	2			
116				6	6			
117				15	3			
118				17	4			
119				8	1			
120				8				
121				12	2			
122				21				
123				6	5			
124				17	4			
125				84	7			
計	283	1,522	1,116	1,485	1,539	452	113	31
							総計	6,541

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下関係各表について同じ。)

医療職給料表(1)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12		1			
13					
14					
15					
16					
17					
18			1		
19					
20					
21					
22					
23		1			
24					
25					
26				1	
27					
28					
29					
30					
31					
32	1				
33					
34					
35		1			
36					
37					
38					
39					
40				1	
41					
42					
43		1	1		
44					
45					1
46			1		
47					
48					
49			1		
50					
51					
52					

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
53	人	人	人	人	人
54		1			
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64				1	
65		1			
66					
67				1	
68					
69					
70			1		
71					
72					
73					
74				1	
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	1	6	5	5	1
				総計	18

医療職給料表(2)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22		6				
23						
24						
25						
26		2				
27		4				
28		1	1			
29						
30		6				
31		3				
32						
33						
34		4				
35						
36			1			
37						
38		2	2			
39		2				
40		3	3			
41						
42		2	2			
43		2				
44			2			
45		3				
46		2	6			
47		1	1			
48			1			
49		3	4	1		
50		3	2			1
51		1				
52						

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
53	人	人	人	人	人	人
54		1	2			
55				1		
56			4			1
57		3	2	1		
58		1	1	1		1
59					1	1
60		1				
61		3	1	2		1
62		2	1			
63		2		1	1	1
64		1				2
65		3		1		1
66				2	3	1
67		2	1	1	4	
68		1			1	
69		2		4	2	
70				2	2	
71			1			1
72				1		
73		4		4	1	
74				2	1	2
75				1	2	2
76				1		
77				1	1	
78				2		
79			1	3	1	
80						
81				1	2	
82				1		
83				1	2	
84				1		
85				2		
86						
87				1		
88				1	2	
89				2	2	
90					1	
91				1		
92						
93				4	1	
94				1	1	
95					1	
96				1	1	
97						
98				1	1	
99						
100				1	1	
101					1	
102						
103						
104						

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
105	人	人	人 1	人 3	人 1	人
106					1	
107					1	
108					1	
109				1		
110				1		
111						
112						
113						
114				1		
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121				3		
計	—	76	41	62	39	15
					総計	233

消防職給料表

職務 の級 号給	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級							職務 の級 号給	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級							
	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人		
1								53	2	7		4			1	
2								54		9		1				
3								55	1	5		1	1			
4								56	3	1	13		1			
5	21							57	2	5		4	1			
6								58		4			1			
7								59	1		1	2				
8	11							60	2		7		1			
9	1							61	3	3		3			1	
10								62		1	4	1				
11								63		1	3	4	1			
12	16							64		1	5	2				
13	1							65	1		6	4				
14								66		1	1	3				
15								67			3	2		3		
16	18							68			7			1		
17	6							69	2	1	7	3	4			
18	1							70		3	1		4			
19	1	2						71		1	3		1			
20	15							72			1		4			
21	18							73	1	1	5	4	2			
22								74		1	1		2			
23								75		1	2	6	1			
24	22	3						76			1		2			
25	1							77		2	8	3				
26								78		1	2		1			
27	14	6						79		1	6	6	1			
28	18	10						80			6	1	1			
29								81		1	7	2				
30								82				1				
31	2	12					1	83		1	1	4				
32	25	7						84		1	1	2				
33	1							85		1	7	7				
34								86		2	1					
35	2	7						87			2	3				
36	36	8						88			4	2	1			
37	1	2						89		2	3	2				
38		2						90			3		1			
39	3	2						91				2				
40	18	16				1		92			4					
41								93		1	1	2				
42		3		3				94			2					
43	13					2		95				4				
44	15	16	4	2				96			1	3				
45	6	18	1					97			5	4				
46		8				2		98			3					
47	2							99				2				
48	19	12	5			1		100				2				
49	6	6	1	2		1		101			3	6				
50		10			2			102			4					
51	2	1		4		1		103				7				
52	11	5	21			2		104				3				

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
105			3	6			
106			6	1			
107				7			
108			3	2			
109			1	6			
110			6	3			
111				2			
112			3	5			
113			1	3			
114			7	3			
115				3			
116			4	5			
117			1	2			
118			7	2			
119				2			
120			6				
121			3				
122			12				
123			3				
124			4				
125			63				
計	344	216	309	175	37	12	1
						総計	1,094

教育職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12		1			
13		2			
14		1			
15					
16		1			
17		1			
18					
19					
20		6			
21		1			
22					
23					
24		3			
25					
26					
27					
28		5			
29					
30		1			1
31					
32		2			
33					1
34				1	
35					1
36		1			
37					
38		2			
39					
40		3			
41					
42		3	1		
43					
44					
45					
46		1			
47			1		
48		3			
49					
50		3			
51					
52		2			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
53		1			
54		6			
55					
56		3			
57				1	
58		3			
59		1		1	
60		1			
61				1	
62		4			
63					
64		1			
65		1		1	
66		5			
67				1	
68		2			
69					
70		3			
71					
72					
73		1			
74		6			
75				1	
76					
77		2			
78		3			
79		1			
80					
81		2			
82		3			
83		1			
84					
85		1		1	
86		3		1	
87		1	1		
88		1			
89					
90		4			
91					
92					
93					
94		2			
95					
96		2			
97		1			
98		5			
99					
100		1			
101					
102		3			
103		1			
104		2			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
105		1			
106		3			
107		1			
108		1			
109					
110		4			
111			1		
112		1			
113	1	1			
114					
115		2	1		
116		1	2		
117		1			
118		1			
119		4			
120		1			
121		2			
122		1			
123		4			
124		1			
125					
126		3			
127		1			
128		2			
129					
130		5			
131					
132		2			
133		4			
134		2			
135		1			
136		1			
137		4			
138		3			
139		6			
140		5			
141		2			
142		9			
143		9			
144					
145		3			
146		5			
147		1			
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154		1			
155					
156					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
178					
179					
180					
181					
計	1	218	7	9	3
				総計	238

教育職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		4			
6					
7					
8		7			
9		4			
10					
11					
12		14			
13		9			
14					
15		2			
16		21			
17		3			
18					
19		3			
20		11			
21		3			
22					
23		1			
24		12		1	
25		7			
26					
27					
28		7			1
29		8			
30					1
31					
32		7	1		
33		3			
34		2			2
35					
36		10			
37		2			
38			1		
39		1			
40		10			
41		2			
42		1			1
43		1			
44		14		1	
45		4			1
46		1			
47		1	2		
48		6		1	
49		1	1		
50		7			
51		3	1		
52		11			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
53		4			
54		6			
55		2			
56		11		1	
57		3		1	
58		6			
59		3		2	
60		19			
61		3			
62		5			
63		2			
64		5			
65				1	
66		3			
67		5		1	
68		7			
69		6		2	
70		2	1		
71		2		1	
72		10			
73		2		1	
74		6		1	
75		1			
76		5			
77		5	1		
78		5	1	1	
79		1			
80		3			
81		3			
82		1			
83		3			
84		7	1		
85		3			
86		1			
87					
88		3	2		
89		4			
90		6	1		
91		6			
92		7			
93		1	1		
94		2			
95		3			
96		2			
97		4			
98			1		
99		3			
100		5			
101		3			
102		1			
103					
104		2	1		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
105		2	1		
106		1			
107		1			
108		4			
109		1			
110			2		
111		3	1		
112		3			
113		2			
114		1			
115		1			
116		1			
117		3			
118		3			
119					
120		1			
121		4			
122		3			
123		3			
124		2			
125		2			
126		1			
127		3			
128		7			
129		8			
130		5			
131		7			
132		4			
133		4			
134		14			
135		15			
136		9			
137		6			
138		8			
139		6			
140		7			
141		9			
142		3			
143		3			
144		1			
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153		1			
154					
155					
156					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	—	567	20	15	6
				総計	608

教育職給料表(4)

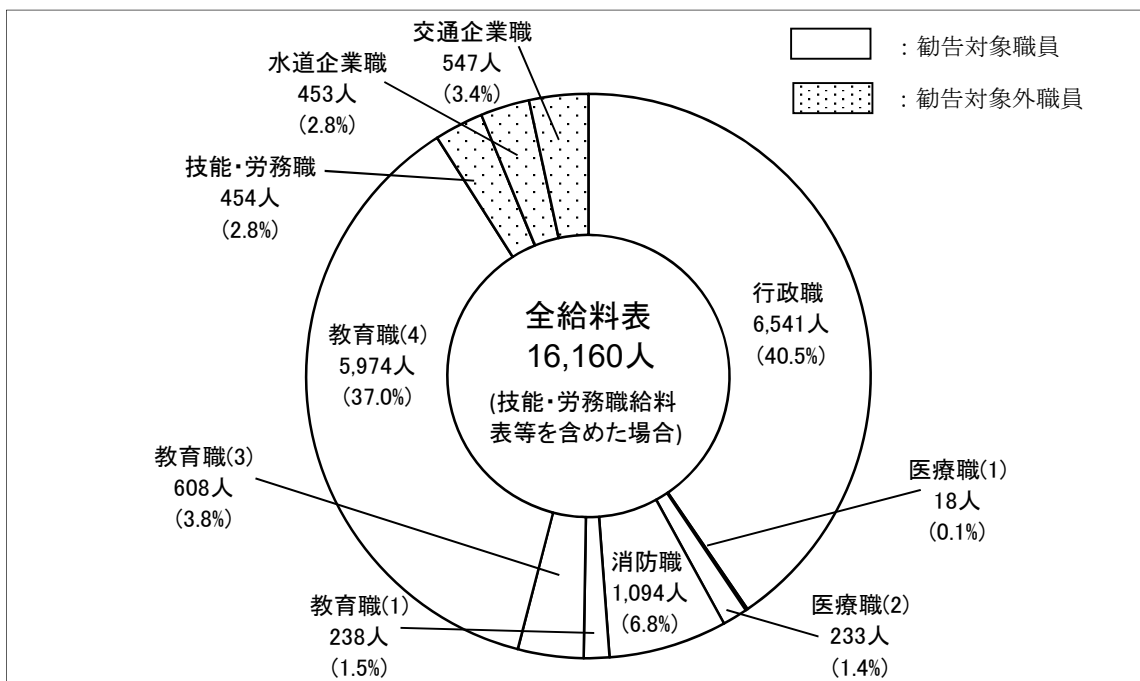
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					
10					
11		1			
12					
13					
14					
15		1			
16					
17		105			1
18		1			
19					3
20		79	1		2
21		62			7
22		1			15
23		2			17
24		99			12
25		44		1	2
26		4			14
27		3			11
28		239			5
29		40			7
30		6			11
31		5	1		7
32		177	1	1	5
33		35			15
34		6			4
35		1	1		6
36		160	2		8
37		28	2		8
38		19	2		4
39		7		1	8
40		178	3	3	10
41		19	1	1	
42		19		1	
43		7	3	1	4
44		141	2	1	4
45		18	4	1	
46		33	6	2	
47		19		2	
48		153	5	4	1
49		25	1	2	
50		25	4	3	
51		14	3	4	
52		165	2	3	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
53		26	7	1	
54		35	3		
55		24	5	5	
56		160	3	4	
57		25	1	2	
58		52	2	1	
59		23	5	2	
60		128	3	5	
61		27	7	6	
62		55	2	4	
63		24	4	5	
64		111	1	5	
65		21	5	5	
66		38	1	5	
67		28	3	5	
68		115	2	3	
69		29	1	1	
70		39	1	4	
71		29	4	5	
72		107	3	1	
73		22	3	6	
74		55	2	6	
75		36	2	11	
76		92	1	6	
77		22	2	5	
78		43	4	9	
79		31	3	4	
80		77	2	5	
81		30	1	2	
82		40		10	
83		24	2	3	
84		76	1	6	
85		19	1	8	
86		36		5	
87		38	2	3	
88		52		4	
89		36		5	
90		31		2	
91		32	2	7	
92		51	3	9	
93		32	3	14	
94		31	2	5	
95		35	1	5	
96		34	2	3	
97		30	3	5	
98		26		1	
99		25	4	2	
100		35	1	4	
101		24	1	1	
102		17	6		
103		20	2	1	
104		31	2		

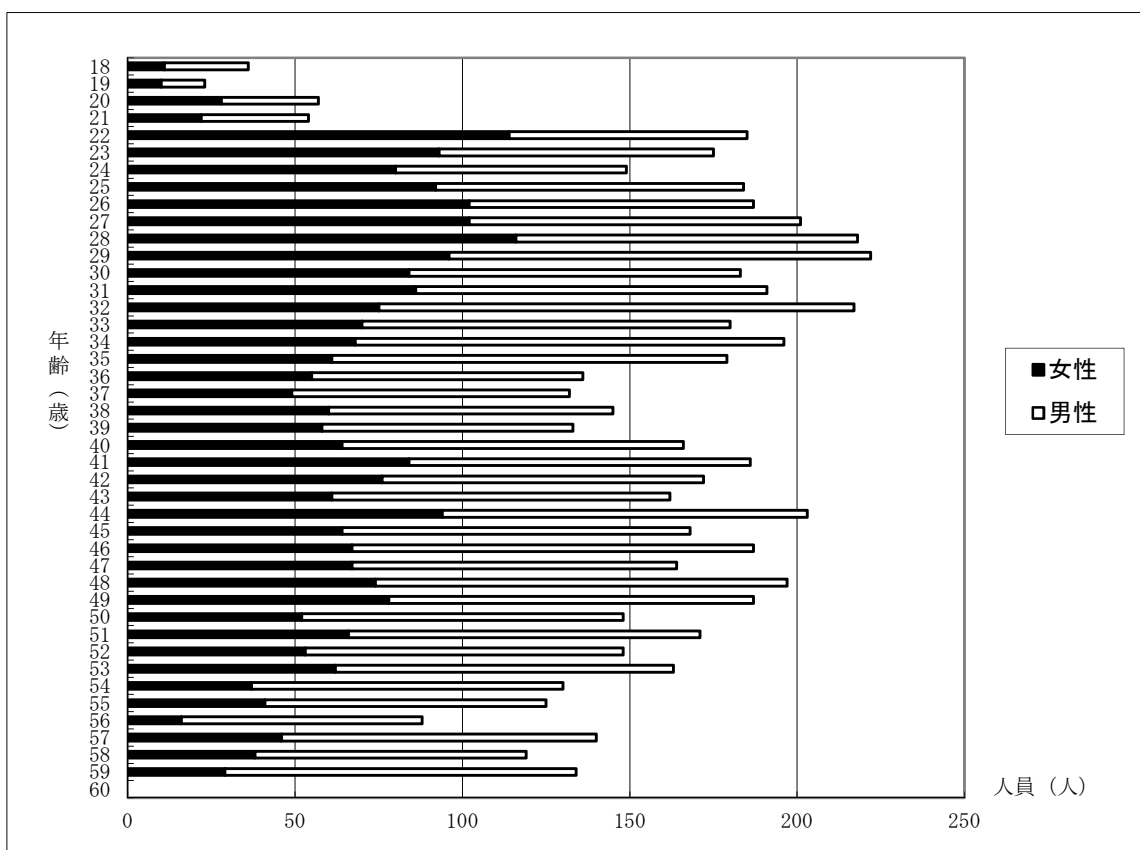
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
105		17	6		
106		24	1		
107		22	2		
108		24	4		
109		15	7		
110		22	5		
111		17	2		
112		13	4		
113		15	3		
114		9	2		
115		11			
116		11			
117		6			
118		12			
119		9	1		
120		14			
121		6			
122		6			
123		10			
124		15			
125		11			
126		9			
127		3			
128		10			
129		3			
130		5			
131		5			
132		15			
133		8			
134		22			
135		10			
136		10			
137		17			
138		17			
139		11			
140		24			
141		25			
142		33			
143		45			
144		58			
145		47			
146		62			
147		72			
148		57			
149		51			
150		35			
151		46			
152		32			
153		38			
154		11			
155		5			
156		3			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
157		2			
158		1			
159					
160					
161					
162		1			
163					
164					
165		21			
計	—	5,324	202	257	191
				総計	5,974

第9表 市職員の給料表別職員数



第10表 行政職給料表適用職員の年齢別男女分布



第11表 任期付職員の給料表別人員

1 特定任期付職員

給料表	人員
特定任期付職員給料表	2人
計	2

2 一般任期付職員

給料表	人員
行政職給料表	2人
教育職給料表(1)	1
計	3

第12表 再任用職員の給料表別・級別人員

1 フルタイム勤務職員

給料表 \ 職務の級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	301				183	87	26		5
医療職給料表(2)	1					1			
消防職給料表	42			39	3				
教育職給料表(1)	24	3	21						
教育職給料表(3)	59		57			2			
教育職給料表(4)	328		310			18			
給料表計	755								
60歳	198								
61歳	210								
62歳	155								
63歳	105								
64歳	87								
65歳	—								

(参考)

給料表 \ 職務の級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人			
技能・労務職給料表	72				72				
水道局企業職給料表	33				25	7	1		
交通局企業職給料表	17				8	7	1		1
給料表計	122								
60歳	28								
61歳	30								
62歳	31								
63歳	19								
64歳	14								
65歳	—								

2 短時間勤務職員

給料表 \ 職務の級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	150				150				
医療職給料表(2)	2				2				
消防職給料表	36		15	21					
教育職給料表(1)	—								
教育職給料表(3)	—								
教育職給料表(4)	30		30						
給料表計	218								
60歳	33								
61歳	39								
62歳	43								
63歳	66								
64歳	37								
65歳	—								

(参考)

給料表 \ 職務の級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人			
技能・労務職給料表	7				7				
水道局企業職給料表	17				17				
交通局企業職給料表	65			50	15				
給料表計	89								
60歳	17								
61歳	18								
62歳	14								
63歳	20								
64歳	20								
65歳	—								

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、市職員の給与を検討するため、令和3年4月現在の福岡市内における民間給与の実態を調査したものである。

(調査期間 令和3年4月26日(月)～令和3年6月22日(火))

2 調査機関

人事院、全国の人事委員会及び本委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所899事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種(事務・技術関係職種22職種、その他の職種32職種)

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を、組織、企業規模、産業により18層に層化し、これらの層から199事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完了した事業所は第13表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集計

(1) 調査実人員は、行政職に相当する職種が6,539人(初任給関係281人、初任給関係以外6,258人)であり、その他の職種が437人(初任給関係2人、初任給関係以外435人)である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は46,486人であり、このうち、行政職に相当するものは44,047人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 159	事業所 43	事業所 25	事業所 24	事業所 46	事業所 21
農 業 , 林 業 , 漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 業 採 取 業 , 建 設 業	20	4	3	5	5	3
製 造 業	23	11	3	3	5	1
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業、 情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	45	9	6	6	15	9
卸 売 業 , 小 売 業	28	5	6	4	8	5
金 融 業 , 保 険 業、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	9	3	2	2	2	-
教 育 , 学 習 支 援 業、 医 療 , 福 祉、サ ー ビ ス 業	34	11	5	4	11	3

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が7所、調査不能の事業所が33所あった。
- 2 調査対象事業所199所から、企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所7所を除いた192所に占める調査完了事業所159所の割合（調査完了率）は、82.8%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		全規模	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員 ・技術者計	大 学 卒	円 204,313	円 210,491	円 199,660	円 196,087
	短 大 卒	186,245	※ 191,342	※ 178,654	※ 220,000
	高 校 卒	171,234	172,282	※ 165,509	※ 175,667
新卒事務員	大 学 卒	204,267	208,049	198,312	-
	短 大 卒	※ 182,500	※ 182,500	-	-
	高 校 卒	※ 161,301	※ 163,000	※ 160,000	-
新卒技術者	大 学 卒	204,375	217,913	201,136	196,087
	短 大 卒	186,784	※ 195,370	※ 178,654	※ 220,000
	高 校 卒	173,171	173,895	※ 168,266	※ 175,667

(注) 1 「※」は、調査実人員が10人未満であることを示す。

2 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第15表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職 8 級 100人以上500人未 満は行政職 7 級 50人以上100人未 満は行政職 6 級
大 学 卒	21	53.8	817,169	98	817,071		
短 大 卒	16	53.5	838,880	93	838,787		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	5	54.9	732,542	115	732,427		
事務部長	250	52.2	692,293	6,164	686,129	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職 7 級 50人以上500人未 満は行政職 6 級
大 学 卒	192	51.9	716,549	6,637	709,912		
短 大 卒	15	51.1	590,444	4,453	585,991		
高 校 卒	43	53.9	641,697	5,076	636,621		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	189	50.6	646,643	2,524	644,119	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
大 学 卒	161	50.2	653,392	3,017	650,375		
短 大 卒	8	48.7	608,641	1,670	606,971		
高 校 卒	20	53.4	621,390	-	621,390		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	394	49.0	625,094	6,308	618,786	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	企業規模が 500人以上は行政 職 6 級 50人以上500人未 満は行政職 5 級
大 学 卒	287	48.4	629,270	6,422	622,848		
短 大 卒	29	48.7	568,075	9,631	558,444		
高 校 卒	78	51.4	626,262	4,815	621,447		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長代理	162	44.5	554,447	59,829	494,618	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	企業規模が 500人以上は行政 職 4 級、5 級 50人以上500人未 満は行政職 4 級
大 学 卒	116	42.1	526,364	62,935	463,429		
短 大 卒	18	49.5	526,773	48,699	478,074		
高 校 卒	28	49.3	653,437	56,278	597,159		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係長	492	45.8	441,719	35,216	406,503	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	253	43.7	455,884	41,285	414,599		
短 大 卒	54	46.7	423,963	38,352	385,611		
高 校 卒	182	48.7	426,456	25,120	401,336		
中 学 卒	3	45.5	431,937	18,317	413,620		
事務主任	397	43.0	399,658	36,198	363,460	係長等のいる事業所における 主任係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を 有する者係長等のいない事 業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認めら れる主任中間職(係長一係 員間)	行政職 3 級 (一部 は 4 級、5 級)
大 学 卒	229	40.9	397,309	39,998	357,311		
短 大 卒	71	45.5	381,765	27,392	354,373		
高 校 卒	97	47.1	421,405	32,232	389,173		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	2,009	35.5	327,226	32,878	294,348		行政職 1 級、2 級
大 学 卒	1,369	33.0	331,337	35,575	295,762		
短 大 卒	277	40.3	311,172	23,864	287,308		
高 校 卒	362	40.9	324,484	29,957	294,527		
中 学 卒	X	X	X	X	X		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長一課長間)」、「中間職(課長一係長間)」、「中間職(係長一係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分 平均支給額			備考	対応級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職8級 100人以上500人未 満は行政職7級 50人以上100人未 満は行政職6級
大学卒	3	57.7	655,674	-	655,674		
短大卒	2	57.3	680,987	-	680,987		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術部長	110	53.0	658,376	1,426	656,950	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職7級 50人以上500人未 満は行政職6級
大学卒	77	52.7	674,016	1,582	672,434		
短大卒	16	53.0	604,976	1,496	603,480		
高校卒	17	54.5	620,773	489	620,284		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	40	51.2	642,410	5,298	637,112	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	31	50.8	667,287	5,395	661,892		
短大卒	4	48.3	402,179	9,787	392,392		
高校卒	5	57.5	564,482	-	564,482		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	290	49.8	620,133	14,313	605,820	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	企業規模が 500人以上は行政 職6級 50人以上500人未 満は行政職5級
大学卒	194	49.3	630,642	16,314	614,328		
短大卒	35	49.8	613,164	854	612,310		
高校卒	61	51.7	585,859	15,286	570,573		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	92	46.8	585,853	94,583	491,270	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職 者を有する者又は課長に 直属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	企業規模が 500人以上は行政 職4級、5級 50人以上500人未 満は行政職4級
大学卒	47	44.7	592,408	120,817	471,591		
短大卒	13	46.7	629,255	91,167	538,088		
高校卒	32	50.0	558,560	55,765	502,795		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	285	46.7	512,503	94,911	417,592	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	154	46.3	503,451	96,137	407,314		
短大卒	30	46.8	487,723	94,802	392,921		
高校卒	101	47.3	534,697	93,044	441,653		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	322	45.0	477,196	76,147	401,049	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所にお ける主任のうち、課長代理 以上に直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業所にお いて、 職能資格等が上記主任と 同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職3級(一部 は4級、5級)
大学卒	168	44.8	481,646	89,582	392,064		
短大卒	40	44.4	406,060	41,975	364,085		
高校卒	114	45.7	493,149	59,007	434,142		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	1,202	36.1	388,505	68,588	319,917		行政職1級、2級
大学卒	733	35.1	400,220	77,285	322,935		
短大卒	176	38.3	357,197	45,108	312,089		
高校卒	290	37.4	375,947	58,858	317,089		
中学卒	3	33.9	292,288	45,769	246,519		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

2 企業規模 500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分 平均支給額			備考	対応級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職8級
大学卒	21	53.8	817,169	98	817,071		
短大卒	16	53.5	838,880	93	838,787		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	5	54.9	732,542	115	732,427		
事務部長	197	52.8	754,347	6,180	748,167	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大学卒	158	52.2	769,321	7,341	761,980		
短大卒	7	50.5	674,323	11,259	663,064		
高校卒	32	55.7	707,811	165	707,646		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	174	50.6	660,318	2,675	657,643	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	154	50.2	658,313	3,149	655,164		
短大卒	5	49.0	648,244	-	648,244		
高校卒	15	54.0	679,359	-	679,359		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	337	49.1	648,840	6,199	642,641	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職6級
大学卒	245	48.4	649,217	6,962	642,255		
短大卒	24	49.6	610,530	11,148	599,382		
高校卒	68	51.7	658,579	1,668	656,911		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長代理	153	44.6	555,745	59,595	496,150	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門 職中間職(課長-係長間)	行政職4級、5級
大学卒	108	42.1	524,276	62,044	462,232		
短大卒	17	49.4	538,614	52,128	486,486		
高校卒	28	49.3	653,437	56,278	597,159		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	345	45.8	453,077	34,861	418,216	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	168	43.6	469,095	41,548	427,547		
短大卒	30	45.5	434,618	41,238	393,380		
高校卒	145	48.8	437,650	25,504	412,146		
中学卒	2	42.0	434,630	985	433,645		
事務主任	295	42.6	408,961	38,266	370,695	係長等のいる事業所にお ける主任係長等のいない事 業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者係長等の いない事業所において、 職能資格等が上記主任と 同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職3級(一部は4級、5級)
大学卒	168	40.3	399,970	42,483	357,487		
短大卒	51	44.3	390,133	30,535	359,598		
高校卒	76	48.1	448,761	31,996	416,765		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,470	35.5	334,962	33,100	301,862		行政職1級、2級
大学卒	1,000	32.9	337,254	34,793	302,461		
短大卒	197	40.2	320,213	25,419	294,794		
高校卒	273	40.9	337,458	32,789	304,669		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

2 企業規模 500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職8級
大学卒	3	57.7	655,674	-	655,674		
短大卒	2	57.3	680,987	-	680,987		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術部長	79	52.8	693,216	1,360	691,856	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大学卒	57	52.4	699,275	1,593	697,682		
短大卒	9	54.0	677,179	335	676,844		
高校卒	13	54.2	667,904	682	667,222		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	23	51.8	725,265	1,598	723,667	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大学卒	19	51.4	737,879	1,715	736,164		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	4	57.2	553,763	-	553,763		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	228	50.4	657,074	15,099	641,975	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職6級
大学卒	152	50.2	669,446	17,911	651,535		
短大卒	25	50.4	667,193	167	667,026		
高校卒	51	51.4	605,032	13,105	591,927		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	81	46.7	598,437	101,007	497,430	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職 者を有する者又は課長に 直属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級、5級
大学卒	41	44.5	607,683	128,497	479,186		
短大卒	12	46.5	640,461	97,877	542,584		
高校卒	28	50.2	566,839	59,261	507,578		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	217	47.1	530,479	98,711	431,768	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	116	46.6	523,160	102,845	420,315		
短大卒	20	47.9	500,250	95,102	405,148		
高校卒	81	47.5	551,012	93,532	457,480		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	268	45.6	493,990	80,656	413,334	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所にお ける主任のうち、課長代理 以上に直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業所にお いて、職能資格等が上記主 任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職3級（一部は4級、5級）
大学卒	139	45.5	494,759	94,374	400,385		
短大卒	22	46.2	462,877	49,404	413,473		
高校卒	107	45.6	499,439	59,746	439,693		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	791	36.6	415,500	78,505	336,995		行政職1級、2級
大学卒	478	36.3	430,848	87,625	343,223		
短大卒	86	37.2	385,855	51,767	334,088		
高校卒	225	36.9	391,064	67,355	323,709		
中学卒	2	33.5	274,842	28,601	246,241		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

3 企業規模 100人以上 500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部長	38	50.7	521,688	7,358	514,330	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大 学 卒	21	50.8	523,019	5,332	517,687		
短 大 卒	7	51.0	547,496	-	547,496		
高 校 卒	10	50.3	502,774	15,691	487,083		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	10	51.0	466,789	1,152	465,637	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	3	52.7	487,834	-	487,834		
短 大 卒	2	45.2	431,686	6,875	424,811		
高 校 卒	5	51.9	466,012	-	466,012		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	41	48.0	457,455	7,181	450,274	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大 学 卒	30	48.6	482,033	2,731	479,302		
短 大 卒	4	44.4	390,577	3,455	387,122		
高 校 卒	7	47.7	399,111	24,948	374,163		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長代理	3	45.0	448,444	25,585	422,859	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級
大 学 卒	2	42.0	493,249	38,349	454,900		
短 大 卒	X	X	X	X	X		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係長	133	45.8	421,178	36,350	384,828	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	74	44.0	437,974	42,300	395,674		
短 大 卒	23	47.9	414,201	35,853	378,348		
高 校 卒	36	48.3	386,944	22,759	364,185		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務主任	88	43.8	375,259	32,083	343,176	係長等のいる事業所における 主任係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を 有する者係長等のいない事 業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認めら れる主任中間職（係長－係 員間）	行政職3級（一部 は4級）
大 学 卒	52	42.7	393,492	34,975	358,517		
短 大 卒	18	48.1	364,858	20,668	344,190		
高 校 卒	18	42.5	326,015	35,545	290,470		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	380	35.1	298,148	32,337	265,811		行政職1級、2級
大 学 卒	250	33.0	309,350	38,727	270,623		
短 大 卒	62	40.4	282,178	17,801	264,377		
高 校 卒	67	39.9	262,491	17,084	245,407		
中 学 卒	X	X	X	X	X		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

3 企業規模 100人以上 500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	27	53.8	560,726	1,762	558,964	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大学卒	18	53.9	586,546	1,646	584,900		
短大卒	5	52.3	523,302	3,643	519,659		
高校卒	4	55.2	501,194	-	501,194		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	12	51.1	511,105	14,719	496,386	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	9	50.2	520,072	16,162	503,910		
短大卒	2	51.5	406,550	17,000	389,550		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	51	47.9	461,623	11,882	449,741	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大学卒	32	45.8	447,992	9,826	438,166		
短大卒	9	48.7	457,668	3,079	454,589		
高校卒	10	53.3	503,949	24,602	479,347		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	5	46.6	462,204	26,369	435,835	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職 者を有する者又は課長に 直属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級
大学卒	2	48.0	427,732	41,482	386,250		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	2	44.4	485,338	24,698	460,640		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	65	44.8	432,436	79,693	352,743	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	36	44.7	416,437	68,414	348,023		
短大卒	9	41.8	446,192	98,865	347,327		
高校卒	20	46.2	453,168	90,609	362,559		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	47	41.1	367,742	50,339	317,403	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所にお ける主任のうち、課長代理 以上に直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業所にお いて、職能資格等が上記主 任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職3級(一部は4級)
大学卒	25	40.0	390,793	60,050	330,743		
短大卒	17	41.7	325,813	31,011	294,802		
高校卒	5	45.4	371,983	57,273	314,710		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	263	34.4	308,836	38,892	269,944		行政職1級、2級
大学卒	150	30.6	304,244	45,678	258,566		
短大卒	57	38.5	308,098	34,478	273,620		
高校卒	55	39.8	319,548	25,630	293,918		
中学卒	X	X	X	X	X		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

4 企業規模 50人以上 100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	15	51.0	507,465	138	507,327	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	13	50.4	508,583	159	508,424		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	5	49.4	675,212	372	674,840	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大学卒	4	47.3	637,055	465	636,590		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	16	48.7	497,487	6,445	491,042	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大学卒	12	47.5	511,710	2,049	509,661		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	54.0	497,630	26,175	471,455		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長代理	6	40.8	605,848	103,823	502,025	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級
大学卒	6	40.8	605,848	103,823	502,025		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	14	45.7	360,769	28,692	332,077	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	11	43.8	356,556	20,812	335,744		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	14	48.6	320,514	2,881	317,633	係長等のいる事業所におけ る主任係長等のいない事業 所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部下 を有する者係長等のいない 事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認め られる主任中間職（係長－ 係員間）	行政職3級（一部は4級）
大学卒	9	45.9	337,991	1,186	336,805		
短大卒	2	56.0	298,499	2,750	295,749		
高校卒	3	52.0	282,761	8,054	274,707		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	159	37.2	309,597	30,979	278,618		行政職1級、2級
大学卒	119	35.3	324,614	35,387	289,227		
短大卒	18	42.6	260,037	21,608	238,429		
高校卒	22	43.7	261,888	12,511	249,377		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

4 企業規模 50人以上 100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	4	50.8	502,468	-	502,468	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	2	52.0	532,000	-	532,000		
短大卒	2	49.5	472,935	-	472,935		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	5	45.2	430,648	-	430,648	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門 職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	3	46.0	453,580	-	453,580		
短大卒	2	44.0	396,250	-	396,250		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	11	42.2	437,884	2,469	435,415	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大学卒	10	42.5	443,794	2,716	441,078		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	6	49.2	391,384	4,327	387,057	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者又は課 長に直属し部下4人以上 を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級 専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級
大学卒	4	46.8	359,698	348	359,350		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	54.0	454,755	12,285	442,470		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	3	52.7	374,223	9,100	365,123	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	2	51.5	370,110	-	370,110		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	7	43.3	391,525	10,770	380,755	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部 下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が 上記主任と同等と認め られる主任 中間職(係長-係員間)	行政職3級(一部は4級)
大学卒	4	38.5	377,060	7,950	369,110		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	2	51.5	465,050	1,250	463,800		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	148	35.5	316,660	43,369	273,291		行政職1級、2級
大学卒	105	33.1	313,130	46,139	266,991		
短大卒	33	42.6	329,531	36,910	292,621		
高校卒	10	34.7	308,610	36,528	272,082		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和3年4月分 平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
技能・労務関係職種	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
電話交換手	-	-	-	-	-	
自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
守衛 用務員	4	52.4	330,751	-	330,751	
海 事 関 係 職 種	遠洋					航行区域に限定のない総トン数20トン以上の船舶の乗組員
	船長・機関長	-	-	-	-	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	
	運航士	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	
甲板手・操機手	-	-	-	-		
甲板員・機関員	-	-	-	-	-	
近海						北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175度の間の水域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶の乗組員
船長・機関長	-	-	-	-		
一等航海士・機関士	-	-	-	-		
二等航海士・機関士	-	-	-	-		
三等航海士・機関士	-	-	-	-		
甲板長・操機長	-	-	-	-		
甲板手・操機手	-	-	-	-		
甲板員・機関員	-	-	-	-		
沿海						港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
船長・機関長	-	-	-	-		
一等航海士・機関士	-	-	-	-		
二等航海士・機関士	-	-	-	-		
三等航海士・機関士	-	-	-	-		
甲板長・操機長	-	-	-	-		
甲板手・操機手	-	-	-	-		
甲板員・機関員	-	-	-	-		

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

その2 公民給与比較の対象外職種（つづき）

企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和3年4月分 平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
		人 歳	円	円	円	
大学学長	-	-	-	-	-	
大学副学長	-	-	-	-	-	
大学学部長	21	60.0	986,202	-	986,202	
大学教授	111	58.4	928,867	2,101	926,766	
大学准教授	87	47.7	745,244	3,670	741,574	
大学講師	84	42.8	617,274	18,936	598,338	
大学助教	80	43.0	637,172	46,457	590,715	
高等学校校長	-	-	-	-	-	
高等学校教頭	3	55.7	608,469	-	608,469	
高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-	
高等学校指導教諭	-	-	-	-	-	
高等学校教諭	45	45.1	461,108	1,252	459,856	
研究所長	-	-	-	-	-	〔構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 〔2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 〔下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除 く。)
研究部(課)長	-	-	-	-		
研究室(係)長	-	-	-	-		
主任研究員	-	-	-	-		
研究員	-	-	-	-		
研究補助員	-	-	-	-	-	

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

第16表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目 新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	計	73.9 %	(26.1) %	(73.9) %	(-) %	26.1 %
	500人以上	92.3	(30.8)	(69.2)	(-)	7.7
	100人以上 500人未満	57.0	(13.3)	(86.7)	(-)	43.0
	50人以上 100人未満	23.1	(-)	(100.0)	(-)	76.9
高校卒	計	42.5	(27.0)	(73.0)	(-)	57.5
	500人以上	59.0	(30.2)	(69.8)	(-)	41.0
	100人以上 500人未満	20.5	(10.0)	(90.0)	(-)	79.5
	50人以上 100人未満	23.1	(-)	(100.0)	(-)	76.9

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
 3 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。

第17表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		81.4%
配偶者に家族手当を支給する		(83.9%)
家族手当制度がない		18.6%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,228円
	配偶者と子1人	19,570円
	配偶者と子2人	25,852円

- (注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第18表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
71.2 %	(20.9) %	(79.1) %	28.8 %

(注) () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
30.0 %	70.0 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第19表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	374,327 円
	上半期 (A2)	378,653 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	804,977 円
	上半期 (B2)	818,348 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.15 月分
	上半期 (B2/A2)	2.16 月分
	計	4.31 月分

- (注) 1 下半期とは、令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは、令和3年2月から7月までの期間をいう。
- 2 平均所定内給与月額とは、毎月きまって支給する給与の支給総額から時間外勤務手当総額を除いたものである。
- 3 特別給の対象従業員は、月例給の場合と異なり、市職員と同種（行政職に類似すると認められる職種）・同等（役職段階、学歴及び年齢が同等）の者以外も含まれている。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課長級		部長級（非役員）	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
計	% 53.1	% 46.9	% 48.5	% 51.5	% 47.8	% 52.2
500人以上	49.9	50.1	42.1	57.9	42.5	57.5
100人以上500人未満	55.9	44.1	55.3	44.7	52.1	47.9
50人以上100人未満	59.5	40.5	58.6	41.4	58.8	41.2

第21表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
98.9 %	83.7 %	15.2 %	1.1 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課長級		69.2 %	50.6 %	30.8 %
非管理職		69.2	50.6	30.8

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第23表において同じ)。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
56.3 %	66.4 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 そ の 他

第24表 物価及び生計費

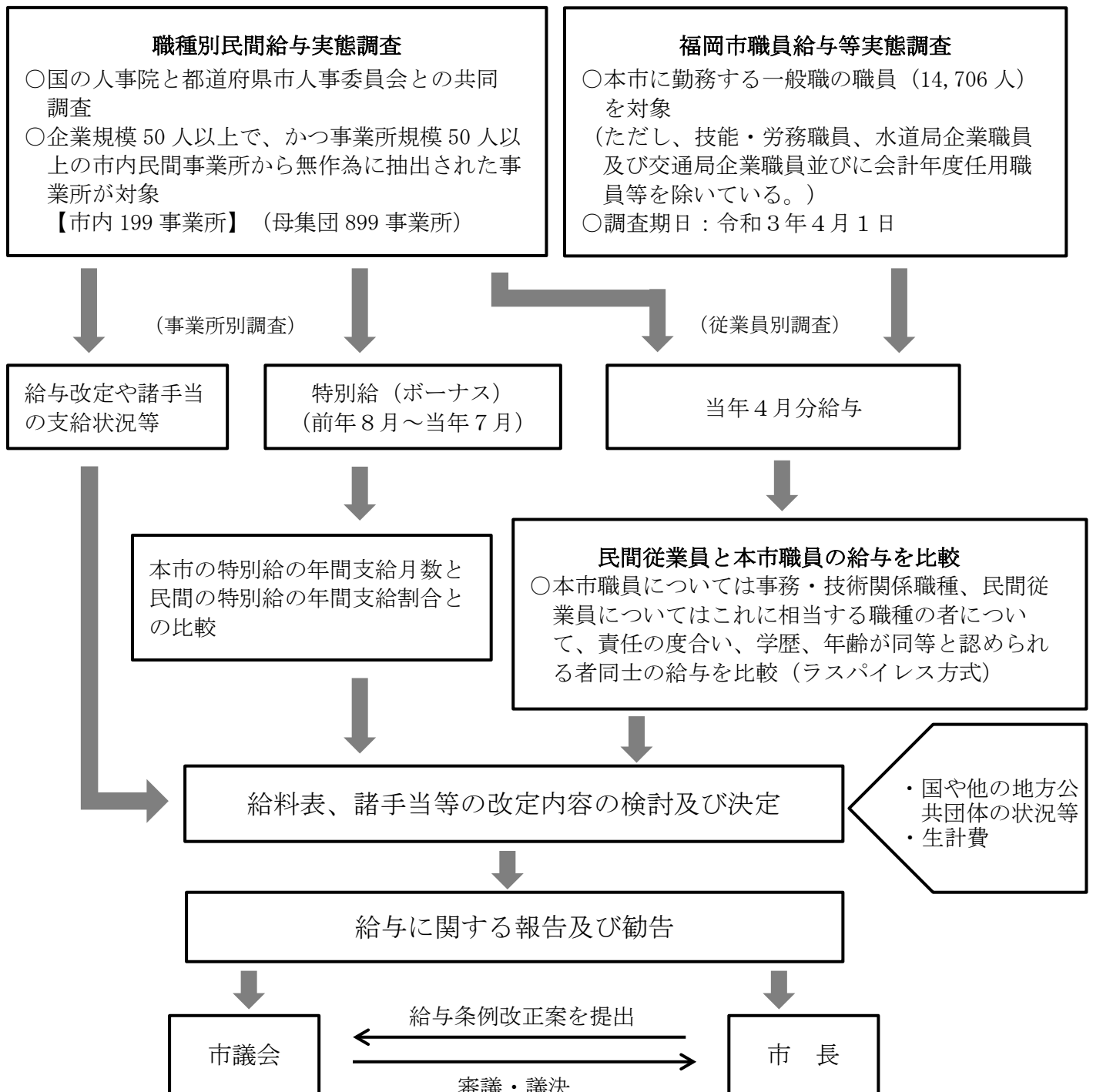
項目	物 価			生計費（総務省「家計調査報告」）						
	① 消費者物価指数 (総務省「消費者物価指数月報」)			② 消 費 支 出 (二人以上の世帯)						
	全 国	大都市	福岡市	全 国		大 都 市		福 岡 市		
	前年比・ 前年同月比 (%)			金 額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	金 額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	金 額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	
平成31年 令和元年	0.5	0.5	0.6	293.4	2.1	301.9	0.6	299.6	△ 7.1	
令和2年	0.0	0.0	0.2	277.9	△ 5.3	292.2	△ 3.2	317.0	5.8	
令和 2年	4月	0.1	0.1	0.3	267.9	△ 11.0	280.2	△ 7.2	297.7	△ 0.8
	5月	0.1	0.2	0.5	252.0	△ 16.2	261.8	△ 16.8	258.2	△ 13.1
	6月	0.1	0.2	0.4	273.7	△ 1.1	286.4	△ 0.5	335.4	11.1
	7月	0.3	0.4	0.7	266.9	△ 7.3	296.8	△ 0.6	318.2	8.7
	8月	0.2	0.2	0.4	276.4	△ 6.7	294.6	△ 4.9	359.6	23.7
	9月	0.0	0.1	0.0	269.9	△ 10.2	286.4	△ 10.0	309.7	3.5
	10月	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4	283.5	1.4	298.3	6.5	353.6	17.9
	11月	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.7	278.7	0.0	297.3	3.7	379.6	30.1
	12月	△ 1.2	△ 1.2	△ 0.9	315.0	△ 2.0	337.6	3.7	350.9	7.2
令和 3年	1月	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3	267.8	△ 6.8	278.8	△ 3.9	308.1	4.5
	2月	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.2	252.5	△ 7.1	271.6	△ 2.3	324.7	23.9
	3月	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1	309.8	6.0	319.7	6.8	318.2	11.7
	4月	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.4	301.0	12.4	323.1	15.3	275.4	△ 7.5

(注) 1 ①の前年比・前年同月比については、平成27年平均=100とした指数を基礎としている。
 2 ②の調査世帯について、令和3年4月現在、世帯数は、全国7,459世帯、大都市2,187世帯、福岡市88世帯であり、世帯人員は、全国2.93人、大都市2.92人、福岡市3.04人であり、有業人員は、全国1.34人、大都市1.33人、福岡市1.25人であり、世帯主平均年齢は、全国60.0歳、大都市59.6歳、福岡市55.5歳である。

給与勧告の流れ

福岡市人事委員会では、本市職員と市内民間事業所の従業員の4月分の給与額を調査した上で、これらを精密に比較し、本市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与水準とを均衡させることを基本に勧告を行っています。

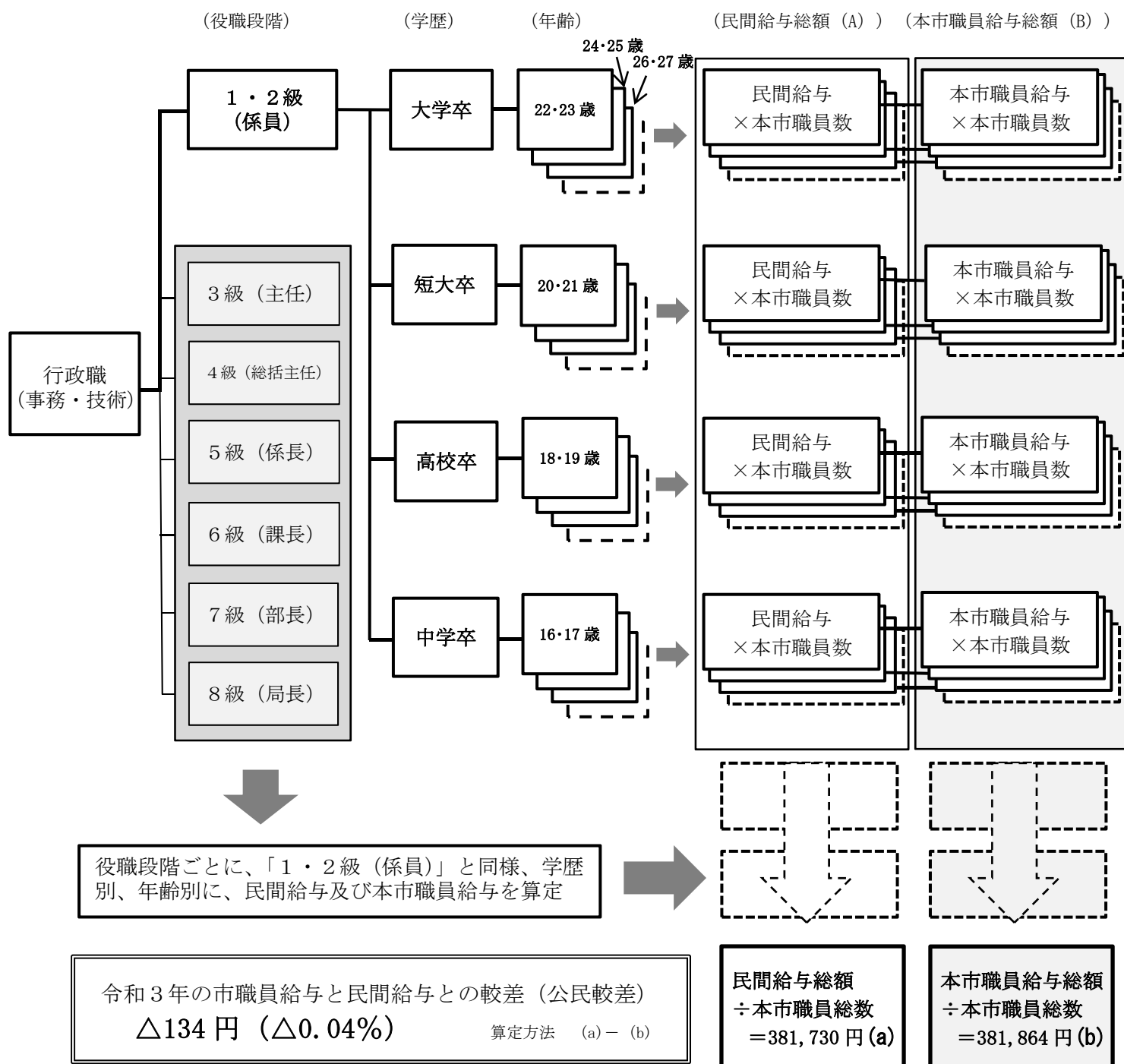
また、特別給についても、市内民間事業所の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に本市職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

職員給与と民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の本市職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢別の本市職員の平均給与（注1）と、これと条件を同じくする民間の平均給与（注2）のそれぞれに本市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 令和3年福岡市職員給与等実態調査の結果を基に算出

(注2) 令和3年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出